

第15次北本市地名地番整備事業（案）

※ 街区割りについては、「街区方式による住居表示の実施基準」に準拠するため、恒久的な道路、河川、水路、鉄道等によって定め、丁目の数については概ね4又は5丁目に留めるのが適当であるとなっています。従来の町の名称（当該地域の歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称を含む）に準拠して定めることが基本となっています。

A案

行政区域を基本に次の理由からA・B・Cの3つの街区からなる案としました。

（別添・予定区域区割（A案）参照）

①A街区

区域：東22（全域）

台原（区画整理事業区域を除く）

東5（西2地区の一部を含み、区画整理事業区域を除く）

町名：（仮称）緑3丁目～

理由：南大通線に近い地区については、「緑」を継承し、緑3丁目以降とする案となっています。これは、整備をするにあたり「街区方式による住居表示の実施基準」に準拠するため、一つの街区は概ね4又は5丁目に留めるのが適当であることを根拠としています。先行実施した「緑」は1・2丁目と少ない丁目数となっているため、また、当該区域は中央緑地を擁する区域でもあることから、これに続き南大通り線を挟んだ南側の区域を「緑3丁目以降」とする案としています。

※参考 第9次地名地番整備事業で審議会が緑と町名決定した理由

・「緑」という町名が第9次事業の区域変更をする以前から有力な町名候補として出され、変更後も依然として候補に挙げられ関係住民の多くが望んでいる町名であると考えられること。また、この地域の実態を見ても緑が多く、解脱会の森などは将来的にも残されていくであろうということを考え合せた場合、町名「緑」が妥当であるとしたものです。

②B街区

区域：久保特定土地区画整理事業区域

西2（一部を除く）
台原の一部
東5の一部
二ツ家1の一部
南団地の一部（調整池、住居なし）

町名：案なし

理由：久保特定土地区画整理事業区域は区画整理により地番を新たに付することから、住民の手続きの煩雑性及び混乱を招かないためにも換地処分の際に地名地番整備を行うことが適当との理由から一つの街区とし、換地処分の時期（平成37年度）を待って実施することが望ましいと考えます。

③C街区

区域：東原団地（全域）

京王（全域）

南団地（一部、調整池を除く）

三菱（全域）

二ツ家1の一部（区画整理区域を除く）

町名：案なし

理由：（仮称）緑3丁目以降及び久保区画整理地区を除いた区域となっています。圏央道等の計画道路で分断されますが、小さな街区をいくつも作るのは好ましくなく、また面積的に適当と思われることから1つの街区としての案としています。

B案

南小通りの東側を一体とし、次の理由から4つの街区からなる案としました。

（別添・予定区域区割（B案）参照）

①A街区

区域：東22（一部を除く）

東5（区画整理事業区域を除く）

西 2 の一部（区画整理事業区域を含む）

東原団地（全域）

京王（全域）

二ツ家 1 の一部

町名：(仮称)緑 3 丁目～

理由：A 案 A 街区と同様理由による。ただし、区画整理事業区域が一部含まれるため、その区域は、区画整理事業の換地処分際に地名地番整備を実施することが望ましいと考えます。

② B 街区

区域：台原（一部を除く）

東 2 2 の一部

町名：案なし

理由：台原の行政区に、東 2 2 のうち南小通りの西側を加えた区域となっています。東 2 2 の行政区は、分断されますが、この地域の生活道路の中心である南小通りで区割りする案としました。（地名地番整備後も行政区の変更はしないという方向性で、地域の理解が得られるかどうかは課題となると考えます。）

③ C 街区

区域：久保特定土地区画整理事業区域の一部（区画整理事業区域のうち、南小通りより東側の地域を除いた部分）

町名：案なし

理由：久保特定土地区画整理事業区域は区画整理により地番を新たに付することから、住民の手続きの煩雑性及び混乱を招かないためにも換地処分の際に地名地番整備を行うことが適当との理由から換地処分の時期（平成 3 7 年度）を待って実施することが望ましいと考えます。

④ D 街区

区域：南団地（一部、調整池を除く）

三菱（全域）

西 2 の一部

町名：案なし

理由：南団地及び三菱の二つの行政区からなっています。圏央道等の計画道路で分断されますが、小さな街区をいくつも作るのは好ましくなく、また面積的に適当と思われることから1つの街区としての案としています。

C案

行政区域を基本に次の理由から南北に3つの街区からなる案としました。

(別添・予定区域区割(C案)参照)

①A街区

区域：東22(全域)

台原(区画整理区域を除く)

東5(区画整理区域を除く)

西2の一部

町名：(仮称)緑3丁目～

理由：A案A街区と同様理由による。

②B街区

区域：久保特定土地区画整理事業区域

東原団地(全域)

京王(全域)

二ツ家1の一部

町名：案なし

理由：久保特定土地区画整理事業区域は区画整理により地番を新たに付することから、住民の手続きの煩雑性及び混乱を招かないためにも換地処分の際に地名地番整備を行うことが適当との理由から一つの街区とし、換地処分の時期(平成37年度)を待って実施することが望ましいと考えます。そのため、区割としては、明確でわかりやすい案ですが、区画整理事業に係っていない東原団地、京王、二ツ家1丁目の一部の地区についても、区画整理事業の完了を待ってから地名地番整備を実施するという可能性があるかと考えます。

③C街区

区域：南団地（一部、調整池を除く）

三菱（全域）

西2の一部

町名：案なし

理由：圏央道等の計画道路で分断されますが、小さな街区をいくつも作るのは好ましくなく、また面積的に適当と思われることから1つの街区としての案としています。

参考

第15次地名地番整理事業予定区域内行政区人口・世帯数

平成25年12月1日現在

| 行政区 | 人口 | 世帯数 |
|-----------|-------------|-------------|
| 台原 | 771 | 315 |
| 東2 2 | 736 | 278 |
| 東5 | 745 | 335 |
| 東原団地 | 266 | 99 |
| 京王 | 436 | 170 |
| 南団地 | 634 | 265 |
| 三菱 | 297 | 128 |
| 西2 | 1672 | 678 |
| 合計 | 5557 | 2268 |